



## 救命胴衣の着用の義務付けが開始されました

日本小型船舶検査機構

船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき、小型船舶の船長（小型船舶操縦者）に対し、平成15年6月1日から、救命胴衣の着用措置の義務付け等がスタートしました。

### Q1．どのような場合、救命胴衣を着用しなければならないのですか？

A．次の二つのケースがあります。いずれの場合も、乗船者に着用させるよう船長に義務があります。なお、着用が療養上又は健康保持上適当でない、命綱装着などの適当な転落防止措置をしている、船室内である等の理由で救命胴衣の着用が免除される場合があります。

(1) 「救命胴衣を着用しなければならない場合」

- 水上オートバイや推進機付きサーフライダーに乗船している場合
- 小型船舶に乗船している12歳未満の小児の場合
- 小型漁船に一人で乗船し漁ろうを行っている場合（防水された携帯電話を所持している場合、他の小型漁船と密集して漁ろうを行っている場合などを除きます。）

(2) 「救命胴衣を着用するよう努力しなければならない場合」

- (1)の場合以外で、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合

### Q2．どのような救命胴衣を着用する必要がありますか？

A．船の区分で次のようになります。

(1) 船舶安全法に基づく検査が義務付けられている小型船舶

その船に救命設備又は作業用救命衣として備え付けているものを着用しなければなりません

(2) 船舶安全法に基づく検査が義務付けられていない小型船舶

国土交通省が定める基準に適合した、小型船舶用救命胴衣、小型船舶用浮力補助具、作業用救命衣、大型船用救命胴衣のいずれかを着用しなければなりません

### Q3．違反をした場合、どのような処分を受けるのでしょうか？

A．Q1で示した「救命胴衣を着用しなければならない場合」に該当するのにも、乗船者が救命胴衣を着用していなかった場合、その小型船舶の船長には、法令違反の点数（2点）が課されることとなります。過去1年間の累積の違反点数が一定基準を上回ると、免許停止などの行政処分等を受ける場合があります。

\*：ご不明の点等がありましたら、国（地方運輸局）におたずね下さい。